

諮問実施機関：公立大学法人和歌山県立医科大学

諮 問 日：令和6年7月22日（諮問（個）第14号）

答 申 日：令和7年3月19日（答申（個）第12号）

答 申 書

第1 審議会の結論

公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙に記載の診療記録開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った診療記録不開示決定（以下「本件決定」という。）は取り消すべきである。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県立医科大学附属病院診療記録開示に関する規程（令和5年和医大規程第97号。以下「規程」という。）第5条第1項の規定に基づき、令和5年9月25日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し、規程第6条第2項第1号、同条同項第3号、同条同項第4号及び児童虐待の防止に関する法律に該当することを理由に、規程第7条第1項第2号に基づき、診療記録不開示決定を行い、令和5年10月16日付け和医大経第410号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和6年1月5日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件決定を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

- 1 審査請求の趣旨
本件決定を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書によって、本件決定に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

不開示の理由が不当である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が診療記録不開示決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）及び審査請求に対する弁明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 実施機関の診療記録に対する開示制度

実施機関においては、診療記録の開示及び提供は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個情法」という。）及び公立大学法人和歌山県立医科大学個人情報の保護に関する法律施行規程（令和5年和医大規程第95号）に基づいて実施している。また、診療記録の特殊性に鑑み、その内容を補足するため、「診療情報の提供等に関する指針（平成15年9月12日付け医政発第0912001号厚生労働省医政局長通知「診療記録の提供等に関する指針の策定について〔医師法〕」の別添）を参考として、規程を定めている。

保有個人情報の開示については、個情法第76条第1項は、「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と規定しており、同条第2項は、「未成年者の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。」と規定している。規程においては、開示請求ができる者について、規程第3条各号に例示的に規定している。

個情法第78条第1項各号においては、開示情報から除外する情報（不開示情報）を定めており、規程においては、規程第6条第2項各号で不開示情報を例示的に規定している。

2 本件開示請求に対する措置

個情法第78条第1項第1号は、開示請求に係る保有個人情報の本人の生命、健康、生活は又は財産を害するおそれがある情報を不開示情報としている。その上で、病院は、児童虐待の防止等に関する法律第5条第2項において、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならないとされており、同条第3項において、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならないとされている。それとともに、

「児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について（平成 24 年 11 月 30 日付け雇児総発 1130 第 2 号、雇児母発 1130 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）において、本人等から「診療情報」の提供を求められた場合に、「診療情報の提供が①第三者の利益を害するおそれがあるとき、②患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるときは、「診療情報」の全部又は一部を提供しないことができる。」とされている。以上のことから、本件開示請求に対し、規程第 6 条第 2 項第 1 号に定める「法令又は条例に定めるところにより開示できない情報」に該当すると判断した。

また、個情法第 78 条第 1 項第 2 号は、開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報が定められている。本件開示請求の対象となった診療記録は、開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報や、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれのある情報を含むものである。このことから、本件開示請求に対し、規程第 6 条第 2 項第 3 号に定める「患者本人以外の者の個人情報の保護に支障が生じるおそれがあると認められる情報」及び同条同項第 4 号に定める「第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められる情報」に該当すると判断した。

第 5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定に対する審査請求に係る当審議会への諮問について

審査請求人は、規程第 5 条第 1 項の規定に基づき、別紙に記載された内容の診療記録の開示請求を行った。これに対し、実施機関は、規程第 6 条第 2 項第 1 号、同条同項第 3 号、同条同項第 4 号及び児童虐待の防止に関する法律を「開示しないこととした理由」として摘示して、当該診療記録を開示しないこととする本件決定を行った。

当審議会は、和歌山県情報公開・個人情報保護審議会設置条例（令和 2 年条例第 60 号）第 2 条第 3 号において、行政不服審査法第 81 条第 1 項の機関として、個情法第 105 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議することとされているところ、本件決定に至る上記手続は、規程が定める書式により行われていることから、これが個情法に基づく処分であるといえるかについて疑義が生じた。

この点について検討した結果、個情法第 76 条第 2 項は、行政機関等が保有する個人情報について本人の法定代理人が開示請求を行うことを認めているところ、本件開示請求は、審査請求人が本人の法定代理人として行っているものであり、上記

開示手続において規程が定める書式を用いているとはいえ、実質的には個情法第 76 条第 2 項に基づく開示請求であり、同請求に対する判断も同条同項に基づく不開示決定であるといえるものと判断し本件審査請求に係る諮問事件を当審議会で調査審議することとした。

2 理由の付記について

個情法第 78 条第 1 項第 4 号に規定する開示決定等は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。以下「行手法」という。）に規定する申請に対する処分に該当するものであり、同法第 8 条第 1 項本文は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない」と定めている。

公文書の非開示決定が理由付記の要件を欠くとして取り消された事例において、最高裁判所は、法令が行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法令の趣旨・目的に照らして決定すべきであるとした上で、理由付記制度は処分庁に慎重で合理的な判断を要求し、その恣意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによりその不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものであるから、公文書の非開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、公文書の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれを当然知り得るような場合は別として、理由付記としては十分ではないとしている（最判平成 4 年 12 月 10 日集民第 166 号 773 頁）。

また、上記判決は、理由付記制度の趣旨からすれば、付記すべき非開示理由の程度は、開示請求者の知・不知にかかわらずなく、後日、口頭で非開示理由の説明がされたとしても、付記理由不備の瑕疵は治癒されない旨の判断も示している。

上記判例に照らせば、拒否処分である保有個人情報不開示決定に際しても上記の理由付記制度の趣旨は妥当するので、不開示決定通知書に付記すべき理由は、個情法第 78 条第 1 項各号所定のどの要件に該当するのかをその根拠とともに開示請求者において了知し得るものでなければならないというべきである。

3 本件処分の妥当性について

以上を踏まえて、本件処分における理由付記の違法性・不当性の判断について検討する。

本件決定通知書の「開示をしないこととした理由」欄には、「和歌山県立医科大学附属病院診療記録開示に関する規程第 6 条第 2 項第 1 号、第 3 号、第 4 号 児童虐待の防止等に関する法律」と記載されているのみで、児童虐待の防止等に関する

法律に関しては、法条の記載すらない。また、実施機関の説明によれば、規程は公表されておらず、本件決定に際しても審査請求人に規程を交付していないとのことである。

そうすると、審査請求人においては、その根拠の一部とされている規程の内容を知ることができないばかりか、本件開示請求の対象である診療記録のどの部分が、いかなる事情をもって、不開示の理由とされる上記各根拠法規が適用されたのかという対応関係を知ることができない。その結果、審査請求人は、本件決定通知書の記載自体からは、処分の理由を知りえず、また、当該処分理由の合理性の有無を判断することもできず、ひいては、その後の不服申立手続において十分な不服理由を主張することもできないものと認められる。

以上のことから、本件決定通知書の記載は、行手法第8条第1項が求める理由付記としては極めて不十分なものといわざるを得ない。

なお、実施機関は、弁明書において、個情法第78条第1項第1号及び同条同項第2号を開示しないこととした理由を記載しているが、上記2に記載したとおり、これをもって理由付記の瑕疵が治癒されたものとは認められない。

4 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和6年7月22日	○諮問（実施機関）
令和6年8月9日	○審議
令和6年9月25日	○審議
令和6年10月23日	○審議
令和6年11月29日	○審議
令和6年12月20日	○審議
令和7年2月6日	○実施機関からの説明及び意見聴取
令和7年3月14日	○審議

（調査審議を行った委員の氏名）

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第1部会

石倉誠也、早坂豊司、藤田隼輝、森下順子

別紙

本件開示請求の内容

請求日	診療記録開示請求内容
令和5年9月25日	特定の個人の〇〇年〇〇月〇〇日外来分等